

社 労 士 業 務 報 酬 規 定

〈 法 人 用 〉

2006. 10. 1

この規定は、木原社会保険労務士事務所が科学的かつ合理的に算出したものです。  
尚、この規定に定めた顧問報酬及び労務報酬等以外の労務士報酬については、業務標準料金表により別途相談して決定いたします。ご不明な点は何なりとご相談下さい。

顧 問 報 酬 基 準

月額顧問報酬は、契約締結日又は契約更新日現在の人員に応じた金額とする。

1. 社会保険月額顧問料

人 員	1～3人	4～6人	7～10人	11～15人	16～20人	21～30人	31～40人
月 額	4,200	5,250	6,300	7,350	8,400	10,500	12,600

(注) ①人員は被保険者（事業主を含む）の合計。

②41人以上は別途協議とする。

2. 労働保険月額顧問料

人 員	1人	2～3人	4～5人	6～10人	11～20人	21～30人	31～40人
1 元	3,150	4,200	5,250	6,300	8,400	10,500	12,600
2 元	4,200	5,250	6,300	7,350	9,450	12,600	14,700

(注) ①人員は、従業員被保険者、特別加入の役員、パートタイマー、臨時雇用者とする。  
但し、パートタイマー等は1名につき0.5人として計算し、端数は切捨てる。

②41人以上は別途協議とする。